

平成28年(ワ)第758号他 大垣警察市民監視国家賠償請求事件
原告;三輪唯夫外3名
被告;岐阜県、国

原告第20準備書面

岐阜地方裁判所 御中
(民事第2部合議係)

2020年2月28日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

《 目 次 》

- 第1 はじめに
- 第2 自衛隊情報保全隊事件
- 第3 本件情報収集等は違法である

第1 はじめに

本件訴訟は、岐阜県警（大垣警察署）及び警察庁が原告らの個人情報を収集・保有・利用していることの違法性を問うものであるところ、本準備書面で説明する自衛隊情報保全隊事件は、自衛隊が一定の人の個人情報を収集・保有（利用の実態は不明）していたことの違法性が問われたものであり、事案の内容が本件と類似している。その上、当該事案の一審裁判所における被告国（自衛隊）の応訴態度は、本件被告らの応訴態度に酷似している。

そこで、本準備書面においては、自衛隊情報保全隊事件の仙台地裁平成24年3月26日判決（以下「仙台地裁判決」という）及び仙台高裁平成28年2月2日判決（以下「仙台高裁判決」という）の判示内容を説明し、これとの対比によって、本件個人情報の収集・保有・利用行為の違法性について論じることとする。

第2 自衛隊情報保全隊事件

1 仙台地裁判決

（1）組織規範及び一般的な業務の主張は収集等の根拠にならない

判決は、情報保全隊による原告の氏名、職業に加え、所属政党等の思想信条に直結する個人情報を収集していること、これが人格権の侵害であることをいずれも認めた上、このような個人情報を収集して保有したことに関し、行政上の目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由の存否について判断し、次のように述べる。

「被告は、上記各原告に対する情報収集等について、目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由を何ら主張せず、ただ、情報保全隊の組織規範及び一般的な情報保全業務に関する主張をするに止まる。

確かに、行政機関がする情報収集等につき一律に個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されないが、組織規範は、情報収集等が可能な範囲を画するものにすぎず、積極的に情報収集等の目的、必要性等に関して被告から何

ら具体的な主張のない本件においては、原告らが適法性を否定する事情として種々主張する事実の存否等について判断するまでもなく、前記各原告につき情報保全隊がした情報収集等は、違法とみるほかない。」

(2) 仙台地裁判決の考え方

仙台地裁判決は、情報保全隊による個人情報の収集について、「目的、必要性その他の適法性を基礎付ける具体的な事由を何ら主張せず、ただ、情報保全隊の組織規範及び一般的な情報保全業務に関する主張をするに止まる」ことを問題にし、「組織規範は、情報収集等が可能な範囲を画するものにすぎない」ないから、これだけでは目的や必要性を主張立証したことにはならないとして、適法である旨の被告国の主張を退けたのである。

2 仙台高裁判決

(1) 仙台高裁判決の判断

地裁判決を受けた被告国（自衛隊）は、控訴審になって初めて具体的な目的及び必要性を主張するようになった。かかる被告国（自衛隊）の主張をふまえ、仙台高裁判決は以下のように判示した。

「イ 違法性についての判断

本件においては、主に情報保全隊による本件派遣反対活動に関する情報の収集行為が一審原告らとの関係において、国賠法上、違法性を有するかどうか問題となっているところ、この点を判断するにあたっては、情報収集行為の目的、必要性、態様、情報の管理方法、情報の私事性、秘匿性の程度、個人の属性、被侵害利益の性質、その他の事情を総合考慮する必要がある。

(ア) 情報収集行為の目的及び必要性

- a 前記(1)ウに認定のとおり、少なくとも平成15年11月から平成16年2月までの間、情報保全隊は、本件派遣反対活動に関する情報を全国的にまた詳細に収集したことが認められるところ、当時、本件派遣反対活動と

しては、全国各地で同活動に関する集会の開催、デモ行進、署名活動等が行われたほか、自衛隊若しくは隊員に対して直接的な働きかけを伴う行動としては、前記(1)ウ(イ)①ないし⑦の事象等が発生していたところであり、本件派遣反対活動について、情報保全隊が把握した件数は、多いときで1週間に100件を超えていたというのであるから、一審被告の方針に従って、本件派遣の遂行、その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、隊員等を保全するという目的で、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要があると判断したことは相応の理由があったというべきである。そして、その目的からすれば、上記活動そのものの情報収集が主眼であり、特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としていたものとは考え難い。」

(2) 目的と必要性による限定

先にも述べたように、控訴審になってから、被告国（自衛隊）が情報保全隊の情報収集目的や収集の態様等を主張立証するようになったことから、仙台高裁判決は、情報保全隊が本件派遣反対活動に関する情報収集をしている事実を認定した上で、本件派遣反対活動に関する情報収集という目的と収集の必要性を認め、特定の個人に関する情報をことさらに収集することを目的としたものではなかったと判断した。ここでは、情報収集の目的が、自衛隊員のイラク派遣の遂行その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、隊員等を保全するという目的が認定され、その業務の遂行に影響を与える可能性のある行為として上記活動全般について情報を収集する必要性があったと認定されている。言い換えると、自衛隊の業務の遂行の支障になる可能性がある市民活動を視野に入れておく必要があるという具体的な目的から行っていたもので、①具体的な目的があったこと、②特定の個人の情報を収集・保有・利用することが目的になっていないことが確認されている。したがって、特定の個人に関する情報をことさらに収集することが目的であった場合には違法となることを示している。

仙台高裁判決が、当該事案の個別の当事者ごとに違法性を検討する文脈において、繰り返し「上記一審原告らの個人に関する情報が個人として特定された上で取得等されたとみることも相当ではない」、「仮にそのようなことがあったとしてもそれは当該集会等の情報提供に付随するものであって、当該特定の個人の情報収集を目的としたものとは考え難い」、「本件派遣反対活動に関する情報に付随する情報として記載されたものと考えられるのであって、当該個人に着目して収集され記載されたものとは考え難い。もとより、議員といえども、自衛隊（情報保全隊）によって、必要性もないのに議員個人に着目して継続的に情報が収集されるなどした場合には、その態様如何によっては違法性を有する場合がありますと「考えられる」と判示しているのは、被告国が主張した収集目的からして特定個人に着目した個人情報の収集等が原則違法になるからである。（下線引用者）

（3）検討

前記1で説明したとおり、自衛隊の組織規範が法的根拠にならないのであれば、他に法的根拠を求めるほかないはずである。被告国（自衛隊）は控訴審でもそれをしていない。したがって、情報保全隊による個人情報の収集はすべて違法になるはずである。

ところが、仙台高裁判決は、被告国（自衛隊）が目的と必要性を主張立証したことを受けて、当該目的のために必要な情報の収集は適法だとした。そこでの論理は、活動全般についての情報収集が目的であって、個人情報の収集が目的ではなかった、だからことさらに個人情報を収集したのでなければ適法だというものである。

この論理は、個人情報の収集の制限という観点からすると、極めて問題がある。情報の収集目的が個人に着目しておらず、活動全般であれば、個人情報がどれだけ入っていたとしても問題がない、適法だということになってしまう。そこで「個人に着目した」か否かを情報保全隊の判断に委ねるなら、様々な人々の多くの個人情報が収集されていたとしても、情報保全隊が「個人に着目したものではない」

と弁解すれば適法ということになりかねず、組織内でも個人が識別できる情報が際限なく蓄積される危険性があり、個人情報保護の観点からすると収集制限の機能を果たしていない。個人情報の収集が目的でないのであれば、いつどこで何人くらいの規模でどのような活動が行われたかという情報が収集されれば足りるはずであるから、個人が識別できる形での個人情報の収集は禁止されているというべきであり、個人が識別できる形での個人情報の収集は違法というべきである。

それでも、仙台高裁判決の考え方によれば、自衛隊員のイラク派遣の遂行その他の責務を与えられていた自衛隊が、その施設、隊員等を保全するという収集目的が認定できるということであれば、自衛隊員のイラク派遣が政治課題になる以前の時期の個人情報の収集は違法になるはずであるし、自衛隊員のイラク派遣等の業務が終了すれば、収集の目的がなくなるだけでなく、すでに収集している個人情報を保有している必要もないはずである。目的拘束性はこのような場面においても機能する。したがって、収集目的が終了した後も収集した個人情報を廃棄・抹消していなければ違法である。

第3 本件情報収集等は違法である

1 組織規範だけの主張

仙台地裁判決及び仙台高裁判決には、上記に指摘したような問題があるが、裁判例としては一つの目安になるから、これを本件に当てはめてみる。

被告らは本件情報収集の目的及び必要性について、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」という文言を引用するだけで、具体的にどのような公共の安全と秩序の維持を図る必要性があったのかについて、全く明らかにしない。

警察法はその条文構成から明らかなように警察組織全体の構成と業務分担を規定した組織法である。警察法2条は警察の責務を規定した条文で、「公共の安全と秩序の維持」という文言は、1項の「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共

の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」の一部を抜き出した
だけである。「公共の安全と秩序の維持」の前には、「公共の安全と秩序の維持」
よりも具体的な「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及
び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」という文言があるが、この用語から任意で
ありさえすれば警察は自由に個人情報収集できるという職務権限を導くこと
はできない。したがって、個別の具体的な法制度を必要とするというべきである。
法治国家において公安警察の業務においては法制度を不要とする理由はない。

2 目的及び必要性の具体的主張がない

被告らの訴訟追行態度は、原告らの個人情報を収集する目的やその必要性につ
いては、具体的な主張立証をしないというものであるから、仙台地裁判決の判断
基準からすれば、本件で問題にしている、被告らによる原告らの個人情報の収集
等は違法とみるほかない。

3 原告らの個人情報をことさらに収集等していたことの違法性

(1) 風力発電事業以前から収集されていた原告らの個人情報

本件議事録によれば、大垣署警備課の警察官は、原告三輪及び同松島について、
本件風力発電事業を超えて「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反
対する人物であることを御存じか。」、「松島住職が、平成26年度「岐阜コラボ
法律事務所友の会」の役員になった。」、「また、三輪唯夫と交代で友の会役員を
行っているようである。」などと発言し、原告近藤については、本件風力発電の
反対運動に関係なく「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近
藤ゆり子氏』という人物がいるが、御存じか。」、「弁護士法人『岐阜コラボ』が
毎年5月3日（憲法の日）に主催する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車
事業反対活動に本腰を入れそうである。」、「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴
訟を起こした張本人である。」などと発言し、原告船田については、本件風力発
電の反対運動に関係なく「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である
船田伸子と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念してい

る。」「現在船田伸子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。」などと発言している。

(2) 一般に公にされていない事実

しかもこの中には、一般に公にされていない下記事実が含まれている。すなわち、

ア 原告三輪

(ア) 松島勢至と交代で友の会の役員を行っているようであること

(イ) 三輪唯夫は岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながっていること

イ 原告松島

(ア) 平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったこと

(イ) 三輪唯夫と交代で友の会の役員を行っているようであること

(ウ) 風車事業に関して一部法律事務所に相談を行った気配があること

ウ 原告近藤

(ア) 伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっていること

エ 原告船田

(ア) 三輪唯夫は岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながっていること

(イ) 現在船田伸子は気を病んでおり入院中であること

(3) 小括

これは、大垣署警備課の警察官が原告らに関する上記個人情報を把握しているからこそできた発言であるが、上記警察官は原告らと個人的な知り合い関係にあるわけではない。たまたま大垣署警備課に配属されている一警察官に過ぎない。そのような警察官が原告らに関する様々な個人情報を知っているのは、岐阜県警警備部が原告らに関する上記個人情報を収集し蓄積しており、上記警察官がこれ

らを警備公安活動に利用したものであることを示している。

岐阜県警警備部が、原告らの個人情報収集・保有・利用していることについて法的根拠がなく、本件訴訟において被告らは原告らの個人情報収集等する目的及び必要性を主張立証していないから、情報保全隊事件の仙台地裁判決に照らせば違法であることは明らかである。

4 仙台高裁判決の判断基準によっても原告らの個人情報の収集等は違法である

仙台高裁判決では、被告国が、情報保全隊について、成立経過、組織構成及び人数、情報保全隊の業務に関する定め、情報保全隊の業務に関する防衛大臣等の発言、情報収集活動の目的及び方法等の概要、収集した情報の管理等を具体的に主張立証した。

これを受けて、仙台高裁判決は、情報保全隊の情報収集の違法性について、次のように判示している。

「d 以上のことからすると、情報保全隊が本件派遣反対活動において、前記イ(イ)のような態様で行われる一般的な情報収集は、その情報の中に個人に関する情報が存在するとしても、そのことだけからは直ちには違法性を有するものとはいえない。しかし、一方、前記のとおり何人も個人の私的な事柄に関する情報をみだりに第三者に取得、開示又は公表されない自由を有し、これはプライバシーに係る情報として法的保護に値する。また、行政機関は、私人とは異なり、情報収集能力に優れ、個人に関する情報が蓄積されやすい（蓄積されるほど漏えいの危険性が高まるともいえる。）という特性を有し、また、前記のとおり、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限られ、また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないとされていることも考慮されなければならない。そして、情報保全隊は、一般に、個人に関する情報について、「外部からの働きかけ等を行う人物を特定し、自衛隊への影響を判断した上で必要最小限の個人情報を収集す

るようにしている。収集すべき個人情報の中に氏名は含まれ、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係も含まれる。」という運用をしていると認められる（前記(1)イ(オ) d）ところ、上記各情報は、一般的にはプライバシーに係る情報に属しうるものであり、その収集には当然一定の限度があるべきであり、上記各情報の収集については、上記必要性が認められても、その必要性の程度も考慮の上で、その収集態様等によっては違法性を有する場合がありますというべきである。」

仙台高裁判決は、情報保全隊による情報収集を具体的な政策目的（自衛隊員のイラク派遣の遂行）との関係で一定程度の個人情報の収集を許容し得るとしているのであって、具体的な収集目的が明らかにされなければ、仙台地裁判決と同様に、個人情報の収集を広く違法とした可能性が高い。

その上で、仙台高裁判決は、個人に関する情報は、収集の必要性が認められるというだけで正当化されるものではなく、その必要性の程度も考慮の上で、その収集態様等によっては違法性を有する場合がありますとしているのである。

本件において、被告らは、本件情報収集活動の目的及び必要性について、一切主張しない。情報保全隊事件では、被告国（自衛隊）は、控訴審で、情報保全隊について、成立経過、組織構成及び人数、情報保全隊の業務に関する定め、情報保全隊の業務に関する防衛大臣等の発言、情報収集活動の目的及び方法等の概要、収集した情報の管理等を具体的に主張立証したが、被告らはこのような主張立証も行っていない。

仙台高裁判決の判断基準の対象となる主張立証が行われていない本件では、仙台地裁判決との対比からして、法的根拠として組織規範を示すだけで、目的及び必要性を一切主張していない被告らの訴訟態度からして、原告らの個人情報の収集等は違法とみるほかない。

以上